

日本のへそ西脇地域食材でおもてなし条例（案） 簡易説明図

基本理念

- 1 市、生産者及び市民それぞれが「おもてなし」の担い手として、参画する。
- 2 市、生産者及び市民は、相互に連携し、協力して、おもてなしの取組を推進する。

市の責務

- 地域食材の生産振興
 - 地域食材を活用したおもてなしに関する施策の推進
 - 地域食材を活用したおもてなしの普及啓発
- （例）
グルメ開発
グルメマップ
etc

市役所



市民の役割

- 地域食材の魅力について認識を深める
- 地域食材を活用したおもてなしの推進



生産者の役割

- 安全安心な地域食材の生産、加工及び調理の技術の向上と継承
- 地域食材の普及
- 地域食材を活用したおもてなしの推進



おもてなしの担い手